（特許を受ける権利を有する者の表示の変更又は更正の登録の申請）

第四十五条の四　仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の変更又は更正の登録は、当該特許を受ける権利を有する者だけで申請することができる。

第五十五条の四第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　仮専用実施権について保全仮登録をした後、本登録を申請する場合においては、その保全仮登録に係る仮処分の債権者だけで仮専用実施権又は仮通常実施権についての登録であってその仮処分の登録に後れるものの抹消を申請することができる。

第六十七条及び第六十九条中「特許登録原簿」の下に「又は特許仮実施権原簿」を加える。

（実用新案登録令の一部改正）

第五条　実用新案登録令（昭和三十五年政令第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二条」を「第二条（第三号を除く。）、第三条、第四条（第二号を除く。）及び第五条」に改め、「実用新案登録無効審判」と」の下に「、同令第四条第三号中「第四十一条第一項」とあるのは「実用新案登録令第七条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と、「及び仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正を除く」とあるのは「を除く」と、同令第五条第二号中「、仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正及び第四十一条第一項」とあるのは「及び実用新案登録令第七条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と」を加える。

第七条中「及び第二十三条から第七十条まで」を「、第二十三条から第三十七条まで、第三十八条第一項（第六号を除く。）及び第二項、第三十九条から第四十五条まで、第四十六条から第五十五条の三まで、第五十五条の四（第二項を除く。）並びに第五十五条の五から第七十条まで」に改め、「第二十七条中「特許法第八十三条第二項、第九十条第一項（同法第九十二条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第九十二条第三項若しくは第四項」とあるのは「実用新案法第二十一条第二項若しくは第二十二条第三項若しくは第四項若しくは同法第二十一条第三項若しくは第二十二条第七項において準用する特許法第九十条第一項」と」の下に「、同令第二十八条第一号中「特許番号（登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）」とあるのは「実用新案登録番号」と」を、「第三十一条第一項」と」の下に「、同令第三十八条第一項第三号中「特許番号（登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）」とあるのは「実用新案登録番号」と」を、「同条第三項中「特許法第八十三条第二項、第九十条第一項（同法第九十二条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第九十二条第三項若しくは第四項」とあるのは「実用新案法第二十一条第二項若しくは第二十二条第三項若しくは第四項若しくは同法第二十一条第三項若しくは第二十二条第七項において準用する特許法第九十条第一項」と」の下に「、同令第六十七条及び第六十九条中「特許登録原簿又は特許仮実施権原簿」とあるのは「実用新案登録原簿」と」を加える。

（意匠登録令の一部改正）

第六条　意匠登録令（昭和三十五年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二条」を「第二条（第三号を除く。）、第三条、第四条（第二号を除く。）及び第五条」に改め、「意匠登録無効審判」と」の下に「、同令第四条第三号中「第四十一条第一項」とあるのは「意匠登録令第七条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と、「及び仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正を除く」とあるのは「を除く」と、同令第五条第二号中「、仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正及び第四十一条第一項」とあるのは「及び意匠登録令第七条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と」を加える。

第七条中「第三十八条から第五十三条まで」を「第三十八条第一項（第六号を除く。）及び第二項、第三十九条から第四十五条まで、第四十六条から第五十三条まで」に、「並びに第五十五条から第七十条まで」を「、第五十五条から第五十五条の三まで、第五十五条の四（第二項を除く。）並びに第五十五条の五から第七十条まで」に改め、「、第四号」と」の下に「、同令第二十八条第一項第三号中「特許番号（登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）」とあるのは「意匠登録番号」と」を、「第四十二条第一項」と」の下に「、同令第三十八条第一項第三号中「特許番号（登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）」とあるのは「意匠登録番号」と」を、「掲げる請求」と」の下に「、同令第六十七条及び第六十九条中「特許登録原簿又は特許仮実施権原簿」とあるのは「意匠登録原簿」と」を加える。

（商標登録令の一部改正）

第七条　商標登録令（昭和三十五年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二条及び第四条」を「第二条（第三号を除く。）、第四条（第二号を除く。）及び第五条」に改め、「この場合において」の下に「、同令第四条第三号中「第四十一条第一項」とあるのは「商標登録令第十条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と、「及び仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正を除く」とあるのは「を除く」と」を加え、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「権利」と」の下に「、同条第二号中「、仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正及び第四十一条第一項」とあるのは「及び商標登録令第十条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と」を加える。

第十条中「第三十八条から第四十二条まで」を「第三十八条第一項（第六号を除く。）及び第二項、第三十九条から第四十二条まで」に、「並びに第五十五条から第六十九条まで」を「、第五十五条から第五十五条の三まで、第五十五条の四（第二項を除く。）並びに第五十五条の五から第六十九条まで」に改め、「特許番号」の下に「（登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）」を、「商標信託原簿の登録」と」の下に「、同令第六十七条及び第六十九条中「特許登録原簿又は特許仮実施権原簿」とあるのは「商標登録原簿」と」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、特許法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第十六号）の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　第四条の規定による改正後の特許登録令第四十一条の規定（第五条の規定による改正後の実用新案登録令第七条において準用する場合、第六条の規定による改正後の意匠登録令第七条において準用する場合及び第七条の規定による改正後の商標登録令第十条において準用する場合を含む。）は、この政令の施行の日以後に特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿にする登録について適用し、この政令の施行の日前に特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿にした登録については、なお従前の例による。

（登録免許税法施行令の一部改正）

第三条　登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「別表第一第三十二号㈤ロ」を「別表第一第十三号㈡、第三十二号㈤ロ」に改め、「技能証明」の下に「（同表第十三号㈡に掲げる登録にあつては、特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第十六条第八号又は第九号（職権による登録）の規定により特許庁長官が職権でする仮専用実施権又は仮通常実施権の設定の登録に限る。）」を加える。

財務大臣　中川　昭一
経済産業大臣　二階　俊博
内閣総理大臣　麻生　太郎